

○大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

平成25年3月4日

条例第32号

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を公布する。

大阪市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者等)

第3条 法第115条の12第2項第1号（法第115条の21において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の条例で定める者は、法人である者とする。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次条から第7条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第1条から第3条まで及び次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に定めるところによる。

(1) 指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。） 指定地域密着型介護予防サービス基準第4条から第25条まで、第26条第1項、第27条から第39条まで、第40条第1項、第41条及び第42条並びに附則第2条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号。以下「令和6年改正省令」という。）附則第2条（指定地域密着型介護予防サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。）

(2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する

指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス基準第43条から第60条まで、第62条、第62条の2、第63条第1項及び第65条から第68条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第26条第1項、第28条、第28条の2及び第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)並びに令和6年改正省令附則第2条並びに第3条及び第4条(これらの規定のうち指定地域密着型介護予防サービス基準に係る部分に限る。以下同じ。)

- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。) 指定地域密着型介護予防サービス基準第69条から第83条まで、第84条第1項及び第86条から第89条まで並びに附則第8条並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第26条第1項、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第58条の2、第60条及び第62条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条
(管理者の責務)

第5条 指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所の管理者は、前条に定める基準のうち、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める規定に係る部分及び次条の規定を当該事業所の従業者に遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第25条まで、第27条から第39条まで、第40条第1項、第41条及び第42条並びに令和6年改正省令附則第2条
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第49条から第60条まで、第62条、第62条の2、第63条第1項及び第65条から第68条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条から第15条まで、第21条、第23条、第24条、第28条、第28条の2及び第31条から第39条まで(第37条第4項を除く。)並びに令和6年改正省令附則第2条から第4条まで
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第74条から第83条まで、第84条第1項及び第86条から第89条まで並びに指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第11条、第12条、第14条、第15条、第23条、第24条、第28条の2、第31条から第34条まで、第36条から第39条まで(第37条第4項及び第39条第5項を除く。)、第56条、第58条の2、第60条及び第62条の2並びに令和6年改正省令附則第2条及び第4条

(記録の整備)

第6条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次の各号に掲げる指定地域密着型介護予防サービスの区分に応じ、当該各号に定める利用者に対する指定地域密着型介護予防サービスの提供に関する記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 指定介護予防認知症対応型通所介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項各号に掲げる記録
- (2) 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第63条第2項各号に掲げる記録
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定地域密着型介護予防サービス基準第84条第2項各号に掲げる記録
(電磁的記録等)

第7条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定による基準において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次の各号に掲げる基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（指定地域密着型介護予防サービス基準第11条第2項第2号に規定する電磁的記録をいう。）により行うことができる。

- (1) 第4条第1号に定める基準のうち指定地域密着型介護予防サービス基準第14条第1項に係る部分
- (2) 第4条第2号に定める基準のうち指定地域密着型介護予防サービス基準第64条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第14条第1項に係る部分
- (3) 第4条第3号に定める基準のうち指定地域密着型介護予防サービス基準第75条第1項及び指定地域密着型介護予防サービス基準第85条において準用する指定地域密着型介護予防サービス基準第14条第1項に係る部分

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付等（指定地域密着型介護予防サービス基準第90条第2項に規定する交付等をいう。）のうち、この条例の規定による基準において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（同項に規定する電磁的方法をいう。）によることができる。

（区域外の事業所に係る基準の特例）

第8条 第3条から前条までの規定にかかわらず、法第115条の12第1項の申請に係る事業所が本市の区域の外にある場合にあつては、当該事業所に係る同条第2項第1号の条例で定める者、法第115条の14第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の指定地域密着型介護予防サービ

スの事業の設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、当該事業所の所在地の市町村の条例に定めるところによる。

(指定地域密着型介護予防サービス基準等の改正に伴う経過措置)

第9条 指定地域密着型介護予防サービス基準（指定地域密着型介護予防サービス基準を改正する省令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している指定地域密着型介護予防サービスの事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月16日条例第54号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日条例第60号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日条例第32号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日条例第52号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。